

最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付額の例

- ・追加給付額は、当時の年齢、世帯人数、お住まいの地域、保護を受給していた期間、加算の有無などによって異なる。
- ・なお、平成25年8月から令和8年3月まで継続的に保護を受給していた世帯の追加給付額の例は以下のとおり。
(受給期間が一部期間の場合は当該月数分のみ支給)

【都市部（1級地－1）の場合の例】 ※居宅の場合

世帯の例	H25.8からR8.3まで継続して保護を受給していた場合(合計)				
		H25.8～H26.3 (8ヶ月分)	H26.4～H27.3 (12ヶ月分)	H27.4～H30.9 (42ヶ月分)	H30.10～R8.3 (90ヶ月分)
60歳代単身の例	10.5万円	0.5万円	1.6万円	8.1万円	0.2万円
30歳代夫婦、4歳の子 ども1人の例	20.4万円	1.0万円	3.0万円	15.8万円	0.4万円

【地方部（3級地－2）の場合の例】 ※居宅の場合

世帯の例	H25.8からR8.3まで継続して保護を受給していた場合(合計)				
		H25.8～H26.3 (8ヶ月分)	H26.4～H27.3 (12ヶ月分)	H27.4～H30.9 (42ヶ月分)	H30.10～R8.3 (90ヶ月分)
60歳代単身の例	8.5万円	0.4万円	1.2万円	6.5万円	0.2万円
30歳代夫婦、4歳の子 ども1人の例	16.1万円	0.8万円	2.4万円	12.5万円	0.3万円

(※) 各期間ごとの数値は端数処理をしているため、合計と一致しない。

(※) 期間に応じて従来水準に対する追加給付率が異なる。(H25.8～+0.8%、H26.4～+1.6%、H27.4～+2.4%)

(※) 上記の金額は、一部の世帯類型について例示したものであり、各種加算は算定しておらず、また、H30.10以降は期末一時扶助(毎年12月支給)のみ支給月数に計上している。
このため、各種加算が算定されていた場合や、H30.10以降に入院患者日用品費・各種加算等が算定されていた場合は上記の額より増額となることに留意。

(※) 級地とは、地域の生活様式等の違いを踏まえ基準額に地域差を設けており市町村ごとに指定している(「1級地－1」～「3級地－2」の6区分)。